

感染症等への対策についてのお知らせ 【令和6年度（第74回）税理士試験を受験される方へ】

令和6年度（第74回）税理士試験は、8月6日（火）～8月8日（木）に実施します。試験の受験に当たりましては、以下の対応につきまして、ご理解・ご協力をお願いいたします。

なお、今後、実施方針等に変更が生じた場合は、国税庁ホームページに掲載してお知らせしますので、国税審議会や国税局等へのお問合せはご遠慮いただきますようお願いいたします。

1. 体調不良の方の受験

- (1) 次に該当する方は、他の受験者への感染のおそれがあるため、受験を控えていただきますようお願いいたします。
 - ① 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条に定める感染症のうち、空気感染又は飛沫感染により感染するもの（以下「感染症」という。）に罹患し、治癒していない方
 - ② 感染症等の感染が疑われる症状がある方
- (2) 試験当日、試験会場内において上記②の症状が生じた方には、他の受験者への感染のおそれがあるため、健康状態を確認した上で、別室での受験若しくは受験を拒否又は停止することがあります。
- (3) 上記(1)に該当しない場合であっても、試験当日、体調が優れない方は、極力受験を控えてください。
- (4) 試験中に体調不良を感じた場合は、直ちにその旨を係員に申し出てください。
- (5) 上記のいずれかに該当し、受験できなかった場合においても、追試験や受験手数料の返金などの特別な措置は予定していません。
- (6) 一部の試験会場では、施設管理者側からの要請により検温を求められる場合がありますので、係員の指示に従ってください。

2. マスクの着用

- (1) 政府の示す方針に従い、マスクの着用については個人の判断によることとします。このため、受験者は、受験者同士の判断を尊重し、マスクの着脱を他の受験者に強制することがないようにしてください。
- (2) 咳等の症状がある場合や試験会場の利用規約により、マスクの着用をお願いする場合がありますので、予めご承知おきください。

3. 試験室内の換気

試験室内では、窓やドアを定期的には開放するなど、外気を取り入れる換気を行います。室温の高低に対応できるよう、試験当日の服装には注意してください。

4. その他

- (1) 係員の指示に従わない場合等には、受験を拒否又は停止することがあります。
- (2) ゴミは各自持ち帰ってください（ゴミ箱の使用は禁止します。）。